

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H119（最長140年間）
事業実施地区名	江の川広域流域 30～49年経過分	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター

事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い江の川広域流域内の島根県安来市外13市町の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・保育間伐など森林整備のための費用負担及び適切な間伐の推進など事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：契約件数 734件、事業対象区域面積 17,869ha ・総事業費：69,889,142千円 						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	<p>当事業の費用対効果分析における主な効果は、水源涵養便益であり、植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山腹崩壊等の防止に寄与する効果である。</p> <p>現時点における30年経過分の造林地の費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>5,593,439千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>3,208,431千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.74</td> </tr> </table>	総便益 (B)	5,593,439千円	総費用 (C)	3,208,431千円	分析結果 (B/C)	1.74
総便益 (B)	5,593,439千円						
総費用 (C)	3,208,431千円						
分析結果 (B/C)	1.74						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当該流域が属する島根県及び広島県における民有林の未立木地面積は、昭和45年の15,714haから昭和55年の25,433haと大幅に増加しており、それ以降は減少傾向にあるが、平成19年には19,853haとなっており、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、これらの県における私有林の不在村者所有森林面積は、昭和45年の81,419haから平成17年の141,914haと増加傾向にあり、林業就業者は、昭和55年の5,857人から平成22年の2,957人と減少し、平成22年の65歳以上の割合は13%と高齢化も進行している。さらに、木材生産額は、昭和46年の20,013百万円から平成22年の2,610百万円と減少している。これらのことから、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p> <p>こうした中、水源林造成事業については、水源涵養機能等の向上を図りながら、その実施を通じ、地域の雇用にも貢献してきたところ。また、事業地が間伐期を迎える中、路網の整備による搬出間伐にも努め、地域の木材供給にも貢献できるよう取り組むこととしている。</p>						
③ 事業の進捗状況	<p>30年経過分の造林地の植栽木の生育状況(注1)は、ヒノキ28年生で樹高14m、胸高直径21cm、1ha当たり材積232m³となっており、概ね順調な生育状況である。</p> <p>なお、雪害等によって広葉樹林化した林分の占める割合は、植栽面積の10%である。</p> <p>(注1) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもの。</p>						

④ 関連事業の整備状況	<p>当該流域が属する島根県及び広島県では、以下のとおり森林整備を進めることとしている。</p> <p>【島根県：新たな農林水産業・農山漁村活性化計画[第2期戦略プラン]（平成24年4月）】</p> <p>「森林情報の整備・共有・活用並びに、森林所有者の合意形成の促進による、永続的な森林経営の仕組みづくり」、「森林経営計画の作成促進によるさらなる木材生産団地化の推進」、「荒廃した保安林内で本数調整伐（間伐）、樹下植栽等の森林整備により減災対策を推進」</p> <p>【広島県：2020広島県農林水産業チャレンジプラン（平成22年12月）】</p> <p>「森林資源保全活用の計画策定の推進」、「森林経営計画に基づく人工林の適正な管理」、「計画的な林業の推進」</p> <p>こうした中で水源林造成事業地では、関係県の森林・林業施策との連携を図りつつ、計画的な間伐や路網整備を通じ、流域内のダム水源や簡易水道水源などとしての水源涵養機能等の発揮に一定の役割を果たしている。</p>
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>植栽地は順調に成林しており、所在市町村及び契約相手方（造林地所有者、造林者）は水源涵養等の機能発揮への期待が大きく、引き続き適期の保育作業の実施を要望している。</p>
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	<p>費用対効果分析の結果から効率性は確保されているが、さらに、植栽後、雪害等によって、広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業に変更している。</p> <p>また、間伐の実施に当たっては、契約相手方（造林地所有者、造林者）の理解を得るなかで間伐木の選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減に努めることとしている。</p>
⑦ 代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>
第三者委員会の意見	<p>植栽木の生育が順調な林分については、費用対効果分析結果、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、事業コスト縮減の取組等、事業の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。</p> <p>ただし、雪害等によって、広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。</p>
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域の奥地条件不利地域等において健全な森林の育成に向け適切な間伐などの取り組みが計画的に行われてきており、引き続き水源林造成事業による事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析結果の他、植栽後、雪害等によって、広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更するなど事業の実施に当たりコスト縮減に努めており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：植栽地は概ね順調な生育を示しており、水源涵養などの水土保全機能を着実に発揮している上、地域雇用への貢献や木材供給といった効果もあり、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針：一部の林分について施業方法を見直しのうえ、継続</p>

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業

施行箇所：江の川広域流域 30年経過契約地

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源 ^{かん} 涵養便益	洪水防止便益	1,389,360	
	流域貯水便益	513,441	
	水質浄化便益	1,228,989	
山地保全便益	土砂流出防止便益	1,981,184	
	土砂崩壊防止便益	2,558	
環境保全便益	炭素固定便益	426,794	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	51,113	
総 便 益 (B)		5,593,439	
総 費 用 (C)		3,208,431	千円
費用便益比	$B \div C = \frac{5,593,439}{3,208,431} = 1.74$		

平成24年度水源林造成事業評価（期中の評価）対象広域流域

